

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案 参照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 一十五 （略）

2 （略）

○ 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2 一七 （略）

（財政再建債を起さないでを行う財政の再建）

第二十二條 （略）

2・3 （略）

4 第三条第一項から第三項までの規定は、歳入欠陥を生じた団体でその財政再建計画について総務大臣の同意を得たもの（以下「準用財政再建団体」という。）が、当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合に

ついで準用する。この場合において、同条第一項中「自治庁長官の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治庁長官は」とあるのは「総務大臣は」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第三項中「自治庁長官」とあるのは「総務大臣」と、「を承認しようとする」とあるのは「に同意しようとする」と読み替えるものとする。

5、7 (略)

○ 東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）（抄）

（東北開発促進計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、東北開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 (略)

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（国土審議会の調査審議等）

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交

通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

○ 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号) (抄)

(九州地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。²⁶

2 (略)

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、九州地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行うものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）に基づく財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合にお

いては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

○ 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）（抄）

（四国地方開発促進計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 （略）

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（国土審議会の調査審議等）

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、四国地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

（開発促進計画に基づく事業の実施）

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

○ 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号) (抄)

(北陸地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 (略)

- 3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

- 一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項
- 二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

- 2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

○ 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）（抄）

(中国地方開発促進計画)

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の審議を経て、中国地方開発促進計画（以下「開発促進計画」という。）を作成するものとする。

2 (略)

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 国土交通大臣は、前項の意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
(国土審議会の調査審議等)

第五条 国土審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を国土交通大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 国土審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があると認める場合においては、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 国土交通大臣は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項から第五項までの規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。この場合において、前項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づく」とあるのは「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第二十二条第四項に規定する」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「同法第三条第四項において準用する同条第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三条第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。

○ 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号) (抄)

(国土利用計画)

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「都道府県計画」という。)、及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とする。

○ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号) (抄)

(我が国の法令の適用)

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令(罰則を含む。以下同じ。)を適用する。

- 一 排他的経済水域又は大陸棚における天然資源の探査、開発、保存及び管理、人工島、施設及び構築物の設置、建設、運用及び利用、海洋環境の保護及び保全並びに海洋の科学的調査
- 二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）
- 三 大陸棚の掘削（第一号に掲げるものを除く。）
- 四 （略）

2・3 （略）

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（基本計画）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜五 （略）

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

七〜十一 （略）

3〜5 （略）

（事後評価の実施計画）

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二・三 （略）

3 （略）

